

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	篠田 剛
論文題目	連邦制国家における地方消費課税の政治経済分析 —アメリカ・カナダにおける税制調和と課税自主権の相克—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、アメリカとカナダという2つの代表的な連邦制国家の地方消費課税を対象とし、その改革のダイナミクスを明らかにしようとしたものである。経済のグローバル化の下で中央政府に一般消費課税が集中するなど、地方レベルに消費課税が配分されるとした伝統的な財政連邦主義が想定する税源配分論では説明できない現実の政府間租税関係の再編課程に地方消費課税改革の側面から迫っている。本論文では税制調和と州の課税自主権の相克という視点から、政府間の利害関係だけでなく税制改革に係る企業の利害と企業間の競争関係を積極的に位置付ける独自の政治経済学的アプローチに基づいて地方消費課税改革の動態的プロセスを明らかにしている。</p> <p>アメリカの州の消費課税は小売売上税であるが、州際取引と電子商取引の拡大という経済条件の変化のなかで、近年、州間税制調和が課題となっている。一方、カナダの州消費課税は連邦VAT (GST) の導入を契機に小売売上税、GSTと調和させつつ税務行政権を保持するVATであるケベック売上税 (QST)、事実上の連邦税である協調売上税 (HST) が併存する複雑な消費課税システムを形成してきた。章構成は、第1、2章がアメリカ、第3、4章がカナダとなっているが、税制としては小売売上税、QST、HSTの順に構成されており、課税自主権の強い税制から税制調和度の高い税制へと検討することで、税制調和と課税自主権の相克をより鮮明に浮かびあがらせている。</p> <p>第1章では、アメリカにおける州間売上税調和(売上税簡素化プロジェクト、SSTP)の推進力とその性格を明らかにしている。インターネット課税をめぐる各主体間の利害関係構造を明らかにし、使用税徴収問題の解決に共通の利害をもつ州政府と伝統的小売企業の協調関係が、州間売上税調和の推進力を形成したことを明らかにしている。第2章では、アメリカの州売上税システム改革の理論と現実に焦点を当てている。州際通商と電子商取引の拡大といった新たな経済条件に対応でき、かつ仕向地原則を維持する理想的な州売上税システムは、税率以外の州間の税制の統一という条件が要請されるが、現実に進行している売上税制調和は州間の利害対立と課税自主権要求に阻まれ困難に直面している実態を明らかにしている。</p> <p>第3章では、カナダのケベック売上税 (QST) の導入過程を分析している。そこでは、QST導入が対米輸出促進政策におけるケベック州および州産業界と連邦政府の利害の一致と、各州が反発する全国売上税への道を開きたい連邦政府の戦略的妥協の産物であったことを明らかにしている。そうした政治経済的条件のもとで州が高い課税自主権を有する州VATを生み出したとされる。第4章では、QSTとは対照的に事実上の連邦税である協調売上税 (HST) の導入過程とHSTへのオンタリオ州、BC州の加盟プロセス、そして、BC州のHSTからの離脱のプロセスを明らかにしている。オンタリオ州とBC州の態度転換の背景には州政府、連邦政府、産業界の利害の一体化があったが、同じ過程が消費者利害を後景に押しやったため、BC州ではとりわけ消費者からの激しい反発を招いたと分析される。</p> <p>以上より、終章では本論文の結論と現代地方消費課税論への本論文の貢献を示したうえで、わが国への示唆を論じている。</p>			

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、これまで日本ではほとんど本格的な研究が行われなかった地方消費税の問題に、本格的に取り組んだ先駆的研究としての意義を持つ。日本で、地方消費税の問題がほとんど取り上げられなかったのは、それが事実上、国税である消費税の付加税として存在しているため、独自に分析を加える意義はあまり大きくないとみなされてきたからである。他方、本論文が分析の対象としているアメリカとカナダは連邦制国家であり、そこでは地方消費税が州の独立税として存在し、課税ベースや税率の設定において課税自主権が広範に認められている。これは、日本が単一制国家であり、地方政府の裁量の余地はまったくないのときわめて対照的である。

とはいえ最近、持田・堀場・望月『地方消費税の経済学』(有斐閣、2010年)が明らかにしたように、「マクロ税収配分方式」を用いれば、日本のように国税としての付加価値税が導入されている下でも、地方政府が独自に地方消費税部分に対して税率操作権をもつことは可能である。これは、まさにカナダの州付加価値税が採用している方式に他ならず、北米の地方消費税研究が、課税自主権をとまなう日本の地方消費税を構想する上できわめて重要な意義を持つことが明らかになってきた。本研究は、このような研究潮流における最先端の研究成果として位置づけられる。

それだけでなく、本研究独自の意義は経済分析、制度分析のみならず、政治経済分析的アプローチを採用した点にある。こうして本研究は一方で、アメリカの経済・産業構造の変化と税制改革のダイナミックな関係を分析することで成果を上げ、アメリカ経済研究としても貢献をなしている。他方、財政学的観点からは、地方消費税をめぐる税制改革の動態的变化を、経済的利害とそれをめぐる政治的決定過程の相互作用として描き、その結果に対して合理的な説明を与えることに成功している。これらの理由から、審査では本研究に高い評価が与えられた。

以上の評価に立って、いくつかの指摘も行なわれた。第1は、税制改革の決定要因を資本蓄積に求めすぎていないか、というものである。現実には、資本蓄積にすべてが還元されるわけではなく、政治的決定過程独自の論理があるはずで、それを抽出し、これら2つの要因の相互作用として税制改革を描く必要があったのではないか、という指摘である。第2は、産業といっても、その利害は単一ではなく、大企業と中小企業、製造業と金融業、輸出産業と内需産業とで異なるはずであり、これらの利害の多様性が丁寧に分析されるべきだという指摘である。第3は、課税自主権の持っている経済的意義がどういうものであるのかを、もっと明快に説明すべきだという指摘である。そして最後に、アメリカの地方消費税では、州境を超える販売行為に対して、当該州政府がどのような条件の下で課税できるのかという点をめぐって訴訟が起き、ネクサスの存在が課税条件となった。これらの点をめぐって、裁判の判決だけでなく、州際通商委員会の果たした役割があったはずで、その分析を追加すれば、もっと重層的にこの問題を解明できたはずだとの指摘が行なわれた。

以上の課題にもかかわらず、本論文が、地方消費税の問題を政治経済学の方法論に基づいて本格的な分析を行ない、有意義な示唆を引き出したことを高く評価すべきだという点で意見の一致をみた。よって、平成24年4月21日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。